



島根県報

平成22年 4月27日 (火)

第 2,182 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公 告】

公共測量の終了	(用 地 対 策 課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都 市 計 画 課)	2

【人委告示】

平成22年度島根県警察官 (大学卒) 採用試験の実施		2
----------------------------	--	---

【公安告示】

空港保安警備業務 2 級検定及び貴重品運搬警備業務 2 級検定の実施	(警 察 本 部)	6
------------------------------------	-----------	---

【漁調委指示】

沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業の制限		8
つけ漁業保護のための他の漁業の操業及び遊漁の制限		9

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、平成22年3月26日に終了した旨浜田県土整備事務所長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成22年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成21年 9 月18日から平成22年 3 月26日まで
- 3 作業地域
浜田市櫟田原地域

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年 4 月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域
浜田市三隅町岡見6302番 4、6323番 8
面積 11,854平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
浜田市殿町 1 番地
浜田市長 宇津 徹男

人 事 委 員 会 告 示**島根県人事委員会告示第2号**

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第18条第1項の規定により、平成22年度島根県警察官（大学卒）採用試験を次のとおり実施する。

平成22年 4 月27日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

- 1 受付期間
平成22年 5 月 7 日（金）～同年 6 月11日（金）
受付時間は、午前 8 時30分から午後 5 時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）。郵送による場合は、6月11日までの消印のあるものに限り受け付ける。インターネットによる場合は、6月4日（金）午後 5 時15分までに到着したものに限り受け付ける。
- 2 採用予定人員及び職務内容

採用区分	採用予定人員	職 務 内 容
男性	37名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯

		罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。
女性	4名	
武道A	1名	警察本部又は警察署に勤務し、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持に当たる。 また、原則として、警備部機動隊に配属され、柔道又は剣道の特別訓練員としての業務に従事する。

(注) 採用予定人員は、変更する場合がある。

3 受験資格

(1) 年齢、資格等

採用区分	年齢・学歴・資格等
男性 女性	ア 昭和52年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成元年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業したもの又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの者
武道A	次のア又はイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 昭和59年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学（島根県人事委員会が同等と認めるものを含み、短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業したもの又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの者 イ 平成元年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業したもの又は平成23年3月31日までに卒業する見込みの者 ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者

(2) 次の各号に該当しない者

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（経過措置による準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 島根県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、試験地、試験場及び合格発表

区分	日 時	試験地及び試験場	合格発表
第 1 次 試 験	平成22年7月11日（日） 受付時間 8：40～9：00 試験時間（予定） 9：30～17：00	松 江 市 島根県職員会館 （松江市内中原町） 又はホテル白鳥（松江市千鳥町） ※申込みの状況により他会場での実施もある。	7月30日に県庁前掲示板及び県人事委員会事務局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
	浜 田 市 島根県立大学 （浜田市野原町）		
第	8月下旬に松江市で実施す	島根県職員会館	9月中旬に県庁前掲示板及び県人事委員会事務局

2 次 試 験	る予定 ※詳細は第1次試験合格通知により連絡する。	松 江 市	(松江市内中原町)	局ホームページに合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。
------------------	------------------------------	-------------	-----------	-----------------------------------

※応募者多数の場合は、近隣の会場でも試験を実施する。その際には、受験票に試験場の案内を記載する。

※採用区分「男性」と「武道A」は併願可とする。ただし、最終合格決定に当たり、併願者が「男性」「武道A」両方で合格対象者となった場合は、「武道A」から先に判断し、「武道A」合格者は、大学卒（男性）では、合格対象としないこととする。

5 試験の種目及び内容

(1) 男性・女性（大学卒）

区分	試験種目	内 容				
第 1 次 試 験	教養試験 (180点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験。なお、一定の基準を満たさない者は不合格とする。				
	身体検査	警察官として職務遂行に必要な身体・体力を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">男 性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">女 性</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 </td> </tr> </table>	男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 	女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。
	男 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね160センチメートル以上 ・体 重 おおむね47キログラム以上 ・胸 囲 おおむね78センチメートル以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 				
	女 性	<ul style="list-style-type: none"> ・身 長 おおむね155センチメートル以上 ・体 重 おおむね45キログラム以上 ・視 力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上 ・色 覚 職務遂行に支障がないこと。 ・聴 力 職務遂行に支障がないこと。 ・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。 ・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。 				
	体力検査 (90点)	警察官として職務遂行に必要な体力を有するかどうかの検査 反復横跳び、腕立て伏せ、立ち幅跳び、上体起こし、時間往復走を行うが、一定基準を満たさない者は不合格とする。				
特技加点 (30点)	別欄に掲げる対象特技（英語、柔道及び剣道）の該当者に、程度に応じて一定点を加点する。					
第 2 次 試 験	人物試験 (500点)	警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)				
	作文試験 (200点)	文章による表現力、思考力等についての試験				
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査				
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）				

対象特技	英語	
	ア 実用英語技能検定（英検）	準2級以上
	イ TOEIC	470点以上
	ウ TOEFL PBT	447点以上
	CBT	130点以上
	エ 国際連合公用語英語検定（国連英検）	D級以上
	柔道 初段以上（講道館認定）	
	剣道 初段以上（全日本剣道連盟認定）	
確認方法	対象特技を証明する書類（合格証書・段位証書）の原本とその写し（A4判）を第1次試験受付時に提出する。 次の各号のいずれかに該当する場合は加点しない。 ア 原本を第1次試験の受付時に提出できない場合 イ 提出された書類で必要事項が確認できない場合	

(2) 武道A

区分	試験種目	内 容															
第1次試験	教養試験 (100点)	警察官として必要な知識及び知能についての択一式による筆記試験。なお、一定の基準を満たさない者は不合格とする。															
	身体検査	警察官として職務遂行上必要な身体・体力を有するかどうかの検査。なお、次の基準を満たさない者は不合格とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">男</td> <td>・身長 おおむね160センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・体重 おおむね47キログラム以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・胸囲 おおむね78センチメートル以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">性</td> <td>・色覚 職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・聴力 職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。</td> </tr> </table>	男	・身長 おおむね160センチメートル以上		・体重 おおむね47キログラム以上		・胸囲 おおむね78センチメートル以上		・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上	性	・色覚 職務遂行に支障がないこと。		・聴力 職務遂行に支障がないこと。		・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。	
男	・身長 おおむね160センチメートル以上																
	・体重 おおむね47キログラム以上																
	・胸囲 おおむね78センチメートル以上																
	・視力 両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上																
性	・色覚 職務遂行に支障がないこと。																
	・聴力 職務遂行に支障がないこと。																
	・指及び関節 職務遂行に支障がないこと。																
	・その他 握力及び肺活量が一定の基準以上であること。																
第2次試験	専門実技試験 (300点)	警察官（武道）として職務遂行上必要な体力及び技能を有するかどうかの実技試験 ①課題技を与える基本技能 ②試験補助員との試合形式による実践的技能															
	人物試験 (500点)	警察官としての職務遂行能力等をみる目的での個別面接 (事前に自己紹介書の提出)															
	作文試験 (100点)	文章による表現力、思考力等についての試験															
	適性検査	職務遂行に必要な適性の検査															
	身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかどうかの検査（健康診断書の提出）															

6 受験手続

(1) 申込書の交付

ア 申込書は、島根県人事委員会事務局、島根県庁1階受付、島根県警察本部警務課、県内各警察署、隠岐支庁県民局、各県民センター及び各事務所、島根県東京事務所、島根県大阪事務所並びに島根県広島事務所で交付する。

イ 申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「警察官請求」と朱書し、120円切手をはったあて先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して、島根県人事委員会事務局あて請求すること。

(2) 受験の申込み

申込書に必要な事項を記入し、島根県人事委員会事務局に提出するか、又は島根県人事委員会のホームページの申込画面からインターネットにより申し込むこと。申込書を郵送する場合は、封筒の表に「警察官申込」と朱書し、簡易書留郵便にすること。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、警察官採用候補者名簿に登載され、任命権者（島根県警察本部長）からの請求に応じて成績順に推薦され、そのうちから採用者が決定される。

なお、採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

(2) 大学を卒業する見込みであることを要件として受験した者について、所定の時期までに卒業できなかった場合や、3の受験資格を満たさない場合は採用される資格を失う。

(3) 採用後は、巡査に任命され、警察学校に入校し、6か月間初任科教養を受けた後、島根県警察本部又は島根県内の各警察署に配置される。

8 給与

初任給は、平成22年4月1日現在、大学卒22歳で月額197,200円で、このほか給与条例等の定めに従い扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当が支給される（大学卒業後の経歴を有する者については、その経歴に応じて給料月額を決定する。）。

なお、給与については本県の財政事情により、現在、一定割合（6%）の減額措置を実施している。

公 安 委 員 会 告 示

島根県公安委員会告示第42号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により告示する。

平成22年4月27日

島根県公安委員会委員長 手 銭 白三郎

1 検定を実施する警備業務の種別、級、実施日時及び定員

種別及び級	実 施 日 時		定 員
空港保安警備業務 2 級	学科試験	平成22年7月30日（金）午前9時30分から午前11時まで	10人程度
	実技試験	平成22年9月11日（土）午前8時30分から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務 2 級	学科試験	平成22年7月30日（金）午前9時30分から午前11時まで	5人程度
	実技試験	平成22年10月2日（土）午前8時30分から午後5時まで	

2 実施場所

(1) 学科試験

松江市打出町250番地1 島根県運転免許センター

(2) 実技試験

広島市佐伯区石内南三丁目1番1号 広島県運転免許センター

3 検定の内容

次の科目について学科試験及び実技試験を行う。ただし、実技試験は学科試験の合格者に対してのみ行う。

(1) 空港保安警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物件の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。 ○ 空港に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 乗客等の接遇に関すること。 ○ 手荷物等検査に関すること。 ○ 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 貴重品運搬警備業務 2 級検定

区 分	科 目
学科試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警備業務に関する基本的な事項 ○ 法令に関すること。 ○ 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務用車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
実技試験	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。 ○ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

- (1) 島根県内に住所を有する者
- (2) 島根県外に住所を有する者で、島根県内の営業所に属する警備員

5 受検手続に関する事項

(1) 受付期間

平成22年6月28日（月）から同年7月2日（金）までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、いずれも申請順に受け付け、定員に達した時点で受付を締め切る。

(2) 受付場所

島根県内の住所地を管轄する警察署又は申請者が島根県内の営業所に属する警備員である場合には、当該営業所の所在地を管轄する警察署

なお、郵送による申請は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 検定申請書（検定規則別記様式第1号）1通

イ 添付書類

(7) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

- (イ) 島根県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面又はその者が警備員である場合にはその者が島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- (ウ) 島根県外に住所を有する者にあつては、その者が警備員として島根県内に所在する営業所に属することを疎明する書面1通
- (4) 検定手数料
16,000円
検定申請書の提出時に、島根県収入証紙を手数料納付書にはり付けて納付すること。
なお、検定申請を受理した後は、検定手数料は還付しない。
- 6 受検票の交付
受検票は、検定申請書を提出した警察署を通じて交付するので、検定当日に持参すること。
- 7 検定の実施
この検定は、鳥取県公安委員会、島根県公安委員会及び広島県公安委員会が共同で実施する。
- 8 問い合わせ先
島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110内線3032、3033）又は島根県内の最寄りの警察署生活安全（刑事）課（係）に行うこと。

漁業調整委員会指示

隠岐海区漁業調整委員会指示第22-1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、沿岸いか釣漁業（総トン数3トン以上5トン未満の船舶を使用するものに限る。）及び小型いか釣漁業（総トン数5トン以上10トン未満の船舶を使用するものに限る。）の操業について、次のとおり制限する。ただし、適用する海域は、島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から10海里以内とする。

平成22年4月27日

隠岐海区漁業調整委員会会長 小 中 竹 雄

- 1 操業の承認
沿岸いか釣漁業及び小型いか釣漁業を営もうとするものは船舶ごとに別に定める取扱要領及び取扱方針に基づき、本委員会の操業承認を受けなければならない。
- 2 操業禁止海域
小型いか釣漁業は、次の各号に掲げる海域において操業してはならない。ただし、するめいか以外のいか類を採捕の目的とし、かつ、手釣又は竿釣により採捕する場合を除く。
- (1) 島根県隠岐郡の最大高潮時海岸線から500メートル以内の海域
- (2) 次の各線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域。ただし、前号に掲げる海域を除く。
- ア 島根県隠岐郡西ノ島町冠島東端と同県同郡海士町野田埼東端とを結んだ線
- イ 島根県隠岐郡海士町々井埼東端と同県同郡知夫村竹島東端とを結んだ線
- ウ 島根県隠岐郡知夫村帯ヶ埼西端と同県同郡西ノ島町赤灘鼻南端とを結んだ線
- 3 電気設備等の使用制限
- (1) 1隻につき集魚灯に使用できる電球の数は6個を越えてはならない。
- (2) 電球1個あたりの消費電力の最高限度は3キロワットとする。
- (3) 2隻以上の船舶を連結して操業してはならない。
- 4 承認の取消
本委員会は、漁業調整上必要があると認められるとき、又は当該指示に違反して操業した場合は承認を取り消すこと

がある。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成22年 5 月 1 日から平成25年 4 月30日までとする。

隠岐海区漁業調整委員会指示第22-2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、つけ漁業（しいらつけ漁業を含む。以下同じ。）保護のため、他の漁業の操業及び遊漁の制限について、次のとおり指示する。

平成22年 4 月27日

隠岐海区漁業調整委員会会長 小 中 竹 雄

1 制限の内容

つけ漁業によるものを除くほか、毎年 6 月 1 日から10月31日までの間、つけ漁業の許可を受けた者が設置したつけを中心として半径200メートルの円によって囲まれた海域において、しいら、よこわ、ひらまさ又ははまちの採捕を目的とする漁業を禁止し、及び遊漁（漁業以外の目的で行う水産動植物の採捕をいう。）による当該魚種の採捕を目的とする全ての釣を禁止する。

ただし、しいらつけ漁業において当該漁業の許可を受けた者の同意を受けた場合は、この限りではない。

2 指示の有効期間

この指示の有効期間は、平成22年 6 月 1 日から平成25年 5 月31日までとする。